

積算基準及び歩掛表
(水道編)

令和7年4月1日改定

愛知県企業庁

積算基準及び歩掛表
(水道編)

令和6年5月1日改定

愛知県企業庁

第1編 積算基準(共通編)
第2章 設計書の作成

第1節 設計書の作成

2-1-5 設計書の構成

実施設計書(金入り)及び金抜き設計書の構成は次のとおり。

項目	実施設計書(金入り)	金抜き設計書
設計書鏡(表紙)	○	○
設計書鏡(工事概要)	○	○
総括情報表	○	○
内訳表	○	○
工種明細表	○	○
施工単価表	○	○
施工パッケージ単価表	○	○
登録単価一覧表	○	—
機労材集計表	—	—
諸経費等算定表	○	—
数量計算書	○	○

※ ○：設計書として構成される項目。ただし、設計書の内容により作成されない場合がある。
—：設計書に構成されない項目

第1編 積算基準(共通編)
第2章 設計書の作成

第1節 設計書の作成

2-1-5 設計書の構成

実施設計書(金入り)及び金抜き設計書の構成は次のとおり。

項目	実施設計書(金入り)	金抜き設計書
設計書鏡(表紙)	○	○
設計書鏡(工事概要)	○	○
総括情報表	○	○
内訳表	○	○
工種明細表	○	○
施工単価表	○	○
施工パッケージ単価表	○	○
登録単価一覧表	○	—
機労材集計表	○	○
諸経費等算定表	○	—
数量計算書	○	○

※ ○：設計書として構成される項目。ただし、設計書の内容により作成されない場合がある。
—：設計書に構成されない項目

施工パッケージの利用により使用用途が少なくなっているため

<p style="text-align: center;">第2編 積算基準(水道建設工事編) 第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1-1-1 適用範囲 本編は、愛知県企業庁が発注する水道施設の建設、更新又は改築工事等の積算に適用する。</p> <p>1-1-2 適用基準 本編で適用している積算基準等は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省：厚） 2 工業用水道工事設計標準歩掛表（経済産業省：経） 3 機械設備工事積算基準（国土交通省：機） 4 下水道用設計標準歩掛表（国土交通省：下） 5 積算基準及び歩掛表（土木工事編、港湾・漁港・海岸編）（愛知県企業庁：県） 6 愛知県企業庁（企） 	<p style="text-align: center;">第2編 積算基準(水道建設工事編) 第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1-1-1 適用範囲 本編は、愛知県企業庁が発注する水道施設の建設、更新又は改築工事等の積算に適用する。</p> <p>1-1-2 適用基準 本編で適用している積算基準等は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省：厚） 2 工業用水道工事設計標準歩掛表（経済産業省：経） 3 機械設備工事積算基準（国土交通省：機） 4 下水道用設計標準歩掛表（国土交通省：下） 5 積算基準及び歩掛表（その1、その2、その3）（愛知県企業庁：県） 6 愛知県企業庁（企） 	<p>積算基準及び歩掛表【土木工事編】に合わせて修正</p>																																																																				
<p>第2節 直接工事費の積算</p> <p>2-2-1 材料費</p> <p>2 価格（厚・県・企）</p> <p>イ 正式見積りは原則として3社以上から徴収するが、場合により減ずることができる。</p> <p>ウ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格または平均値直下位の採用を標準とし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。</p>	<p>第2節 直接工事費の積算</p> <p>2-2-1 材料費</p> <p>2 価格（厚・県・企）</p> <p>イ 正式見積りは原則として3社以上から徴収する。</p> <p>ウ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格を採用するものとする。ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。</p>	<p>見積価格の取扱いについて(通知)より</p>																																																																				
<p style="text-align: center;">第2章 水道土木工事の積算基準（厚）</p> <p>...</p> <p>第4節 共通仮設費の積算（厚・企）</p> <p>...</p> <p>2-4-4 運搬費（厚・県）</p> <p>...</p> <p>表3-1 基本運賃表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>貨物自動車規格</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>20kmまで(円)</th> <th>50kmまで(円)</th> <th>100kmまで(円)</th> <th>150kmまで(円)</th> <th>200kmまで(円)</th> <th>200kmを超え20kmまでを増す毎に(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">20t車以上30t車まで</td> <td>路面切削機</td> <td>2.0m</td> <td rowspan="4">71,000</td> <td rowspan="4">87,000</td> <td rowspan="4">112,000</td> <td rowspan="4">137,000</td> <td rowspan="4">163,000</td> <td rowspan="4">10,200</td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深0.6m 幅2.0m</td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>油圧式杭圧入引抜機</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで(円)	50kmまで(円)	100kmまで(円)	150kmまで(円)	200kmまで(円)	200kmを超え20kmまでを増す毎に(円)	20t車以上30t車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm		油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用							<p style="text-align: center;">第2章 水道土木工事の積算基準（厚）</p> <p>...</p> <p>第4節 共通仮設費の積算（厚・企）</p> <p>...</p> <p>2-4-4 運搬費（厚・県）</p> <p>...</p> <p>表3-1 基本運賃表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>貨物自動車規格</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>20kmまで(円)</th> <th>50kmまで(円)</th> <th>100kmまで(円)</th> <th>150kmまで(円)</th> <th>200kmまで(円)</th> <th>200kmを超え20kmまでを増す毎に(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">20t車以上30t車まで</td> <td>路面切削機</td> <td>2.0m</td> <td rowspan="4">62,500</td> <td rowspan="4">76,000</td> <td rowspan="4">98,000</td> <td rowspan="4">120,500</td> <td rowspan="4">142,500</td> <td rowspan="4">8,900</td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深0.6m 幅2.0m</td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>油圧式杭圧入引抜機</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで(円)	50kmまで(円)	100kmまで(円)	150kmまで(円)	200kmまで(円)	200kmを超え20kmまでを増す毎に(円)	20t車以上30t車まで	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm		油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用							<p>積算基準及び歩掛表【土木工事編】に合わせて修正</p>
貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで(円)	50kmまで(円)	100kmまで(円)	150kmまで(円)	200kmまで(円)	200kmを超え20kmまでを増す毎に(円)																																																														
20t車以上30t車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200																																																														
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m																																																																				
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m																																																																				
	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm																																																																				
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用																																																																				
貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで(円)	50kmまで(円)	100kmまで(円)	150kmまで(円)	200kmまで(円)	200kmを超え20kmまでを増す毎に(円)																																																														
20t車以上30t車まで	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900																																																														
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m																																																																				
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m																																																																				
	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm																																																																				
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用																																																																				

新

旧

備考

バックホウ (超ロング アーム型)	山積0.4m ³ / 平積0.3m ³								
各種	—								

バックホウ (超ロング アーム型)	山積0.4m ³ / 平積0.3m ³								
各種	—								

表3-3 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	車 載		備 考
		車種	機械 質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装 置付)	2.0 m	R	28.50	
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m	R	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m	R	24.70	
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm	R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R	29.70	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m ³ /平積0.3m ³	R	22.00	

表3-3 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	自一歩		車 載		備 考
		速度 (km/h)	労務	車種	機械 質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装 置付)	2.0 m			R	28.50	
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70	
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm			R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m ³ /平積0.3m ³			R	22.00	

積算基準及び歩掛表【土木工事
編】に合わせて修正

表5-1 適用建設機械

機械区分	適応建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ (リッパ装備付を含む) 普通21t級以上～44t級以下、湿地20t級以上～28t級以下
バックホウ系	バックホウ (超ロングアーム型は除く) 山積み1.0m ³ 以上～2.1m ³ 以下(平積0.7m ³ 以上～1.5m ³ 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積0.4m ³ 以上～0.6m ³ 以下
クローラ クレーン系	クローラクレーン [油圧駆動式ウィンチ・ラチスジブ型 ・機械駆動式ウィンチ・ラチスジブ型] 吊り能力16t以上～300t以下 クラムシェル [油圧ロープ式・機械ロープ式] 平積0.6m ³ 以上～3.0m ³ 以下 パイプロハンマ [クローラクレーン・油圧駆動式ウィンチ・ラチスジブ型・50～55t吊]
トラック クレーン系	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] オールテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型] 吊能力100t以上～550t以下
クローラー式抗打機	ディーゼルハンマ(防音カバー装置除く)、油圧ハンマ アースオーガ(二軸同軸式を含む)、ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用、鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入抗打機、 アースオーガ中掘式 機械質量20t以上～150t以下
オールケーシング 掘削機	オールケーシング掘削機 [クローラ式] 掘削径2,000mm以下 オールケーシング掘削機 [スキッド型] 掘削径2,000mm以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量20t以上～120t以下 サンドパイル打機、粉体噴射攪拌機(付属機器除く)、深層混合処理機 プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機 機械質量20t以上～180t以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機、ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量20t以上～60t以下
連続地中壁用機械	地下連続壁施工機 [回転水平多軸・クローラ式] 壁厚 650～1,500mm 壁厚 1,200～2,400mm

表5-1 適用建設機械

機械区分	適応建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ (リッパ装備付を含む) 普通21t級以上～44t級以下、湿地20t級以上～28t級以下
バックホウ系	バックホウ (超ロングアーム型は除く) 山積み1.0m ³ 以上～2.1m ³ 以下(平積0.7m ³ 以上～1.5m ³ 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積0.4m ³ 以上～0.6m ³ 以下
クローラ クレーン系	クローラクレーン [油圧駆動式ウィンチ・ラチスジブ型 ・機械駆動式ウィンチ・ラチスジブ型] 吊り能力16t以上～300t以下 クラムシェル [油圧ロープ式・機械ロープ式] 平積0.6m ³ 以上～3.0m ³ 以下 パイプロハンマ [クローラクレーン・油圧駆動式ウィンチ・ラチスジブ型・50～55t吊]
トラック クレーン系	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] オールテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型] 吊能力100t以上～550t以下
クローラー式抗打機	ディーゼルハンマ(防音カバー装置除く)、油圧ハンマ アースオーガ(二軸同軸式を含む)、ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用、鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入抗打機、 アースオーガ中掘式 機械質量20t以上～150t以下
オールケーシング 掘削機	オールケーシング掘削機 [クローラ式] 掘削径2,000mm以下 オールケーシング掘削機 [スキッド型] 掘削径2,000mm以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量20t以上～120t以下 サンドパイル打機、粉体噴射攪拌機(付属機器除く)、深層混合処理機 プレファブリケイティッドバーチカル ドレーン打機 機械質量20t以上～180t以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機、ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量20t以上～60t以下
連続地中壁用機械	地下連続壁施工機 [回転水平多軸・クローラ式] 壁厚 650～1,500mm 壁厚 1,200～2,400mm

積算基準及び歩掛表【土木工事
編】に合わせて修正

表5-2 クレーンの規格選定

機械区分		規 格	分解組立用クレーン	
			機械名	規 格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械		表5-1参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t吊
ブルドーザ		21t級以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t吊
		44t級以下		
地盤改良機械	中層混合処理機	質量60t以下 質量120t以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t吊
	サンドパイル打機	質量60t以下		60t吊
	紛体噴射攪拌機	質量120t以下		
	深層混合処理機 プレファブリケートドハッチカル ドレン打機	質量180t以下		
クローラクレーン系		35t吊以下(グラムシエル平積0.6㎡含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t吊
		80t吊以下(グラムシエル平積2.0㎡含む)		60t吊
		150t吊以下(グラムシエル平積3.0㎡含む)		
		300t吊以下		
トラッククレーン系		表5-1参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	70t吊
		200t吊以上 360t吊 550t吊以下	リフター [せり上げ能力]	50t
クローラ式抗打機		質量60t以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	60t吊
		質量100t以下		
		質量150t以下		
オールケーシング掘削機 [スキッド型]		表5-1参照 (本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型・排出ガス対策型(第3次基準 値)]70t吊を使用する場合)	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)	70t吊
		表5-1参照 (本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型・排出ガス対策型(第3次基準 値)]100t吊を使用する場合)		100t吊
		表5-1参照 (本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型・排出ガス対策型(2011年規 制)]100t吊を使用する場合)		
		表5-1参照 (本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型・排出ガス対策型(2011年規 制)]100t吊を使用する場合)		
連続地中壁用機械 [地下連続壁施工機]		表5-1参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)	45t吊

表5-2 クレーンの規格選定

機械区分		規 格	分解組立用クレーン	
			機械名	規 格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械		表5-1参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t吊
ブルドーザ		21t級以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t吊
		44t級以下		50t吊
地盤改良機械	中層混合処理機	質量60t以下 質量120t以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t吊
	サンドパイル打機	質量60t以下		50t吊
	紛体噴射攪拌機	質量120t以下		
	深層混合処理機 ペーパードレン機	質量180t以下		
クローラクレーン系		35t吊以下(グラムシエル平積0.6㎡含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t吊
		80t吊以下(グラムシエル平積2.0㎡含む)		50t吊
		150t吊以下(グラムシエル平積3.0㎡含む)		
		300t吊以下		
トラッククレーン系		表5-1参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	50t吊
クローラ式抗打機		質量60t以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	50t吊
		質量100t以下 質量150t以下		
オールケーシング掘削機 [スキッド型]		表5-1参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)	60~65t 吊
		表5-1参照 (本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型・排出ガス対策型(第3次基準 値)]70t吊を使用する場合)	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)	70t吊
		表5-1参照 (本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型・排出ガス対策型(第3次基準 値)]100t吊を使用する場合)	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)	100t吊
		表5-1参照 (本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型・排出ガス対策型(2011年規 制)]100t吊を使用する場合)	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (2011年規制)	
連続地中壁用機械 [地下連続壁施工機]		表5-1参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)	45t吊

積算基準及び歩掛表【土木工事編】に合わせて修正

表5-3 歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) 分解+組立	クレーン 運転歩掛 (日) 分解+組立	運搬費 率等 (%)	諸雑 費率 (%)	
ブルドーザ	21t級以下	2.8	2.1	155	21	
	44t級以下	4.6	3.4	153	21	
バックホウ系	山積1.4m以下 油圧クラムシェル テレスコピック 0.4m以上 0.6m以下含む	2.7	1.4	250	24	
	山積2.1m以下	4.5	2.3	256	25	
クローラクレーン系	35t吊以下 クラムシェル 平穩0.6m ³ 含む	3.0	0.8	444	22	
	80t吊以下 クラムシェル 平穩2.0m ³ 含む	5.5	1.5	434	21	
	150t吊以下 クラムシェル 平穩3.0m ³ 含む	11.3	3.1	315	15	
	300t吊以下	20.5	5.7	313	15	
トラッククレーン系	120t吊以下	4.3	1.5	394	75	
	160t吊以下	5.7	1.9	409	78	
	360t吊以下	11.7	4.0	399	75	
	550t吊以下	20.9	7.1	401	76	
	200t吊以上360t吊以下 (リフターを使用する場合)	11.0	2.7	392	83	
	550t吊以下 (リフターを使用する場合)	19.4	4.9	390	83	
クローラ式杭打機	60t以下	8.6	2.1	163	2	
	100t以下	15.5	3.7	164	2	
	150t以下	23.5	5.6	163	2	
オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	-	3.9	3.4	595	5	
オールケーシング掘削機 〔スキッド型〕	本体工事でクローラクレーン〔油圧 駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排 出ガス対策型(第3次基準値)〕70t吊 を使用する場合	4.9	11.9 (h)	490	4	
	本体工事でクローラクレーン〔油圧 駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排 出ガス対策型(第3次基準値)〕100t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	370	3	
	本体工事でクローラクレーン〔油圧 駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排 出ガス対策型(2011年規制)〕100t吊 を使用する場合	4.9	11.9 (h)	361	3	
地盤改良機械	中層混合処理機	60t以下	16.0	2.4	265	4
		120t以下	41.2	6.3	211	3
	サンドパイル打機	60t以下	16.0	2.4	213	3
		120t以下	41.2	6.3	211	3
	深層混合処理機 プレファブリケートドパー チカルレン打機	180t以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械	-	5.4	2.0	582	8	
連続地中壁用機械 〔地下連続壁施行機〕	-	54.4	9.5	144	4	

表5-3 歩掛

機械区分	規格区分	機械質量 区分	労務歩掛 特殊作業員 (人) 分解+組立	クレーン 運転歩掛 (日) 分解+組立	運搬費 率等 (%)	諸雑 費率 (%)
ブルドーザ	21t級以下	-	2.8	2.1	134	21
	44t級以下	-	4.6	3.4	132	21
	60t級以下	-	8.4	6.2	90	14
バックホウ系	山積1.4m以下 油圧クラムシェル テレスコピック 0.4m以上 0.6m以下含む	-	2.7	1.4	216	24
	山積2.1m以下	-	4.5	2.3	221	25
クローラクレーン系	35t吊以下 クラムシェル 平穩0.6m ³ 含む	-	3.0	0.8	384	22
	80t吊以下 クラムシェル 平穩2.0m ³ 含む	-	5.5	1.5	375	21
	150t吊以下 クラムシェル 平穩3.0m ³ 含む	-	11.3	3.1	287	16
	300t吊以下	-	20.5	5.7	286	16
トラッククレーン系	120t吊以下	-	4.3	1.5	439	97
	160t吊以下	-	5.7	1.9	454	100
	360t吊以下	-	11.7	4.0	443	97
	550t吊以下	-	20.9	7.1	446	98
	-	60t以下	8.6	2.1	148	2
クローラ式杭打機	-	100t以下	15.5	3.7	149	2
	-	150t以下	23.5	5.6	148	2
	-	-	3.9	3.4	515	5
オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	-	-	4.9	11.9 (h)	483	4
オールケーシング掘削機 〔スキッド型〕	本体工事でクローラクレーン〔油圧 駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排 出ガス対策型(第3次基準値)〕70t吊 を使用する場合	-	4.9	11.9 (h)	424	4
	本体工事でクローラクレーン〔油圧 駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排 出ガス対策型(第3次基準値)〕100t 吊を使用する場合	-	4.9	11.9 (h)	320	3
	本体工事でクローラクレーン〔油圧 駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排 出ガス対策型(2011年規制)〕100t吊 を使用する場合	-	4.9	11.9 (h)	312	3
地盤改良機械	中層混合処理機	60t以下	16.0	2.4	229	4
		120t以下	41.2	6.3	190	3
	サンドパイル打機	60t以下	16.0	2.4	191	3
		120t以下	41.2	6.3	190	3
	深層混合処理機 プレファブリケートドパー チカルレン打機	180t以下	64.6	9.9	189	3
トンネル用機械	-	-	5.4	2.0	503	8
連続地中壁用機械 〔地下連続壁施行機〕	-	-	54.4	9.5	144	4

積算基準及び歩掛表【土木工事編】に合わせて修正

エ 単価表

① 重建設機械分解組立輸送1回当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員		人		表5-3
分解組立用クレーン		日 (h)		表5-2、表5-3
運搬費等		式	1	表5-3
諸雑費		〃	1	
計				

② 重建設機械分解組立1回当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員		人		表5-3
分解組立用クレーン		日 (h)		表5-2、表5-3
運搬費等		式	1	表5-3
諸雑費		〃	1	表5-3
計				

エ 単価表

① 重建設機械分解組立輸送1回当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員		人		表5-3
分解組立用クレーン		日 (h)		表5-2、表5-3
運搬費等		式	1	表5-3
計				

② 重建設機械分解組立1回当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員		人		表5-3
分解組立用クレーン		日 (h)		表5-2、表5-3
運搬費等		式	1	表5-3
計				

積算基準及び歩掛表【土木工事編】に合わせて修正

(6) 現場発生品及び支給品運搬 (県)

現場発生品及び支給品運搬に適用する。

ア 適用範囲

管及び弁類、防護柵、コンクリート2次製品等の現場発生品及び支給品の積込み・荷卸し及び運搬作業に適用する。

なお、発生（又は支給）する工種毎に直接工事費に計上するものとし、積算条件区分は次のとおりとする。

イ 施工パッケージ

① 現場発生品及び支給品積込み・荷卸し (積算単位：t)

トラック機種
トラック[クレーン装置付] ベーストラック2t 級, 吊能力2.9t
トラック[クレーン装置付] ベーストラック4~4.5t 級, 吊能力2.9t

(注) 1. 上表は、構造物等撤去に伴う現場発生材や防護柵、コンクリート二次製品等の現場発生品又は支給品の積込み、荷卸し等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

2. 現場発生品及び支給品積込み・荷卸しは発生（又は支給）する工種毎に直接工事費として計上する。

② 現場発生品及び支給品運搬

トラック機種	片道運搬距離
トラック[クレーン装置付] ベーストラック2t 級, 吊能力2.9t	2.0km以下～ 65.0km以下
トラック[クレーン装置付] ベーストラック4~4.5t 級, 吊能力2.9t	2.0km以下～ 65.0km以下

(注) 1. 運搬距離が65km を超える場合は別途考慮する。

2. 有料道路を利用する場合は利用料金を別途形状すること。

(6) 現場発生品及び支給品運搬 (県)

現場発生品及び支給品運搬に適用する。

ア 適用範囲

管及び弁類、防護柵、コンクリート2次製品等の現場発生品及び支給品の積込み・荷卸し及び運搬作業に適用する。

なお、発生（又は支給）する工種毎に直接工事費に計上するものとし、積算条件区分は次のとおりとする。

イ 施工パッケージ

トラック機種	片道運搬距離	1回当り平均積載質量
クレーン装置付 ベーストラック2t 級, 吊能力2t -(参考) 荷台長L=3.0m 荷台幅W=1.6m	2.0km以下～ 60.0km以下	0.1t以下～2.0t以下
クレーン装置付 ベーストラック4t 級, 吊能力2.9t -(参考) 荷台長L=3.4m 荷台幅W=2.0m	2.0km以下～ 60.0km以下	0.1t以下～2.95t以下

(注) 1. 上表は、構造物等撤去に伴う現場発生材や防護柵、コンクリート二次製品等の現場発生品又は支給品の積込み、~~指定箇所までの運搬、取卸し~~等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

2. ~~運搬費~~は発生（又は支給）する工種毎に直接工事費として計上する。

3. 運搬距離が60km を超える場合は別途考慮する。

積算基準及び歩掛表【土木工事編】に合わせて修正

<p>2-4-9 技術管理費</p> <p>...</p> <p>イ 現場条件等により積上げを要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（NATM）の計測Bに要する費用 ・水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査器等）を用いた調査に要する費用 <p>...</p> <p>エ ICT建設機械に要する以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 ・システム初期費 ・3次元起工測量 ・3次元設計データの作成費用 ・3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（積上げ計上とする場合） <p>なお、システム初期費については、1工事当り使用機種毎に一式計上とする。 ただし、施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上しないこと。原則、1工事当り使用機種毎に一式計上するものとする。</p>	<p>2-4-9 技術管理費</p> <p>...</p> <p>イ 現場条件等により積上げを要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（NATM）の計測Bに要する費用 ・水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用 <p>...</p> <p>エ ICT建設機械に要する以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 ・システム初期費 ・3次元起工測量 ・3次元設計データの作成費用 <p>なお、システム初期費については、1工事当り使用機種毎に一式計上とする。 ただし、施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上しないこと。原則、1工事当り使用機種毎に一式計上するものとする。</p>	<p>積算基準及び歩掛表【土木工事編】に合わせて修正</p>																																																										
<p>2-4-11 現場環境改善費（厚・県・企）</p> <p>積算基準及び歩掛表（土木工事編）による。 ただし、現場環境改善費の対象額は2-4-2の5のとおり。</p>	<p>2-4-11 現場環境改善費（厚・県・企）</p> <p>積算基準及び歩掛表（その1）による。 ただし、現場環境改善費の対象額は2-4-2の5のとおり。</p>	<p>積算基準及び歩掛表【土木工事編】に合わせて修正</p>																																																										
<p>2-5-5 現場管理費の計算・算定式（厚・企）</p> <p>...</p> <p>別表第2 現場管理费率標準値</p> <table border="1" data-bbox="290 1228 1299 1732"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">A × Np^b により算定された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事等</td> <td>38.21%</td> <td>202.3</td> <td>-0.1034</td> <td>22.09%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>34.99%</td> <td>49.0</td> <td>-0.0209</td> <td>31.32%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>32.72%</td> <td>46.8</td> <td>-0.0222</td> <td>29.09%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	A × Np ^b により算定された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		開削工事及び小口径推進工事等	38.21%	202.3	-0.1034	22.09%	シールド工事及び推進工事	34.99%	49.0	-0.0209	31.32%	構造物工事（浄水場等）	32.72%	46.8	-0.0222	29.09%	<p>2-5-5 現場管理費の計算・算定式（厚・企）</p> <p>...</p> <p>別表第2 現場管理费率標準値</p> <table border="1" data-bbox="1457 1228 2466 1732"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">A × Np^b により算定された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事等</td> <td>37.79%</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>34.56%</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>32.44%</td> <td>52.7</td> <td>-0.0301</td> <td>27.66%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	A × Np ^b により算定された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		開削工事及び小口径推進工事等	37.79%	229.8	-0.1120	20.88%	シールド工事及び推進工事	34.56%	56.6	-0.0306	29.39%	構造物工事（浄水場等）	32.44%	52.7	-0.0301	27.66%	<p>水道施設整備費に係る歩掛表準用</p>
対象額 適用区分 工種区分		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																							
	下記の率とする	A × Np ^b により算定された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																								
		A	b																																																									
開削工事及び小口径推進工事等	38.21%	202.3	-0.1034	22.09%																																																								
シールド工事及び推進工事	34.99%	49.0	-0.0209	31.32%																																																								
構造物工事（浄水場等）	32.72%	46.8	-0.0222	29.09%																																																								
対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																								
	下記の率とする	A × Np ^b により算定された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																								
		A	b																																																									
開削工事及び小口径推進工事等	37.79%	229.8	-0.1120	20.88%																																																								
シールド工事及び推進工事	34.56%	56.6	-0.0306	29.39%																																																								
構造物工事（浄水場等）	32.44%	52.7	-0.0301	27.66%																																																								

<p>第9節 時間的制約を受ける工事の積算（県・厚）</p> <p>下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における労務費について補正を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 現道の交通量の多い時間帯 2) 通勤・通学の時間帯 3) 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯 4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等 5) 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等 <p>1)～4)の時間帯を避けた施工を必要とする場合又は5)の制約を受ける場合とする。ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。</p> <p>積算方法については、積算基準及び歩掛表（土木工事編）による。</p>	<p>第9節 時間的制約を受ける工事の積算（県・厚）</p> <p>下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における労務費について補正を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 現道の交通量の多い時間帯 2) 通勤・通学の時間帯 3) 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯 4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等 5) 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等 <p>1)～4)の時間帯を避けた施工を必要とする場合又は5)の制約を受ける場合とする。ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。</p> <p>積算方法については、積算基準及び歩掛表（その1）による。</p>	<p>備考</p> <p>名称変更</p>																																								
<p>第3編 積算基準(水道調査設計業務編)</p> <p>1-1-2 適用基準</p> <p>本編で適用している積算基準等は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省：厚） 2 積算基準及び歩掛表（調査・設計業務委託）（愛知県企業庁：県） 3 愛知県企業庁（企） 	<p>第3編 積算基準(水道調査設計業務編)</p> <p>1-1-2 適用基準</p> <p>本編で適用している積算基準等は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省：厚） 2 調査・設計業務委託積算基準及び歩掛表（愛知県企業庁：県） 3 愛知県企業庁（企） 	<p>備考</p> <p>名称変更</p>																																								
<p>第2章 測量業務委託（県・企）</p> <p>...</p> <p>第2節 測量業務の積算方式</p> <p>2-2-1 測量業務費の積算方式（県）</p> <p>...</p> <p>別表第1</p> <p>(1) 諸経费率標準値</p> <table border="1" data-bbox="252 1218 1276 1596"> <tr> <td>直接測量費 (成果検定費を除く)</td> <td>50万円以下</td> <td colspan="2">50万円を超え1億円以下</td> <td>1億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>95.8%</td> <td>288.5</td> <td>-0.084</td> <td>61.4%</td> </tr> </table>	直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	95.8%	288.5	-0.084	61.4%	<p>第2章 測量業務委託（県・企）</p> <p>...</p> <p>第2節 測量業務の積算方式</p> <p>2-2-1 測量業務費の積算方式（県）</p> <p>...</p> <p>別表第1</p> <p>(1) 諸経费率標準値</p> <table border="1" data-bbox="1409 1218 2433 1596"> <tr> <td>直接測量費 (成果検定費を除く)</td> <td>50万円以下</td> <td colspan="2">50万円を超え1億円以下</td> <td>1億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>91.2%</td> <td>371.23</td> <td>-0.107</td> <td>51.7</td> </tr> </table>	直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7	<p>備考</p> <p>国交省の改訂準用</p>
直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																						
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																						
		A	b																																							
率又は変数値	95.8%	288.5	-0.084	61.4%																																						
直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																						
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																						
		A	b																																							
率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7																																						

第4編 積算基準(水道維持管理編)
第1章 総則

...

1-1-2 適用基準

本編で適用している積算基準等は、以下のとおり。

- 1 水道施設整備費に係る歩掛表 (厚生労働省：厚)
- 2 積算基準及び歩掛表 (土木工事編、港湾・漁港・海岸編) (愛知県企業庁：県)
- 3 愛知県企業庁 (企)

第4編 積算基準(水道維持管理編)
第1章 総則

...

1-1-2 適用基準

本編で適用している積算基準等は、以下のとおり。

- 1 水道施設整備費に係る歩掛表 (厚生労働省：厚)
- 2 積算基準及び歩掛表 (~~その1、その2、その3~~) (愛知県企業庁：県)
- 3 愛知県企業庁 (企)

名称変更に対応

第3節 水道維持管理の積算
1-3-1 積算方法

...

2 積算方法

各章の積算方法による他、以下に留意する。

- (1)材料費、労務費等の単価は、別冊「設計単価表」、県内他局(建設局等)で定めた単価、「物価資料(建設物価、積算資料)」の順に積算し、歩掛は「積算基準及び歩掛表(水道編、土木工事編、港湾・漁港・海岸編)」又は「物価資料」により積算するとともに、「過去の実績」を考慮して積算する。なお、「物価資料」の積算方法は「第2編 2-2-1 材料費」により、労務費の積算方法は「第2編 2-2-2 労務費」によるものとする。
- (2)間接工事費、間接点検費、諸経費等について、「設計書」の積算は「本編 第2～6章」によるものとし、「内訳書(簡易処理基準)」の積算は「本編 7-1-3 簡易処理基準による場合の経費率」により積算する。
- (3)上記により積算できない場合は、見積とし、次項のとおりとする。

3 見積方法

- (1)見積の種類は次のとおり。
 - ア 全体見積
大部分の工種又は全部が積算できない場合は、「全体見積」を徴取することができる。
 - イ 部分見積
一部の工種で単価及び歩掛が「積算基準及び歩掛表」にない場合は、「部分見積」を徴取する。

第3節 水道維持管理の積算
1-3-1 積算方法

...

2 積算方法

各章の積算方法による他、以下に留意する。

- (1)材料費、労務費等の単価は、別冊「設計単価表」、県内他局(建設局等)で定めた単価、「物価資料(建設物価、積算資料)」の順に積算し、歩掛は「積算基準及び歩掛表(水道編、~~その1、その2、その3~~)」又は「物価資料」により積算するとともに、「過去の実績」を考慮して積算する。なお、「物価資料」の積算方法は「第2編 2-2-1 材料費」により、労務費の積算方法は「第2編 2-2-2 労務費」によるものとする。
- (2)間接工事費、間接点検費、諸経費等について、「設計書」の積算は「本編 第2～6章」によるものとし、「内訳書(簡易処理基準)」の積算は「本編 7-1-3 ~~内訳書の積算~~」により積算する。
- (3)上記により積算できない場合は、見積とし、次項のとおりとする。

3 見積方法

- (1)見積の種類は次のとおり。
 - ア 全体見積
大部分の工種又は全部が積算できない場合は、「全体見積」を徴取することができる。
 - イ 部分見積
一部の工種で単価及び歩掛が「積算基準及び歩掛表」にない場合は、「部分見積」を徴取する。
- (2) ~~見積方法は、原則下表のとおりとする。ただし、見積内容等によっては下表を適用しないことができるものとする。~~

項目・種類		設計金額			
		委託100万円、 修繕250万円を超える もの	修繕100万円を超え 250万円以下のもの	委託、修繕100万円 以下のもの	
見積依頼徴 取業者数	全体 見積	原則として5社以上 特命随意契約の場合は 原則として2社以上	原則として3社以上 特命随意契約の場合 は同左	原則として2社以上 特命随意契約の場合 は同左	
	部分 見積	原則として3社以上 特命随意契約の場合は 原則として2社以上	原則として2社以上 特命随意契約の場合 は同左	同左	
見積依頼の 方法	全体 見積	文書により依頼	文書により依頼	口頭により依頼	
	部分 見積	文書により依頼	口頭により依頼	口頭により依頼	

※他に競争しうる業者がない場合又は著しく見積もり徴取が困難な事情がある場合で、やむを得ず、上記の見積依頼業者数に満たない場合は、可能な範囲で見積依頼する。

例) 特命随意契約、製造又は取扱い業者が1社又は2社の場合等

更新

更新

<p style="text-align: center;">第3章 設備修繕工事（企）</p> <p>...</p> <p>第2節 設備修繕工事の積算</p> <p>...</p> <p>3 諸経費（現場管理費、一般管理費等）</p> <p>(1) 算定式</p> <p>設備修繕における諸経費は、「第2編 4-3-2 据付工事原価 2(2)現場管理費」及び「第2編 4-3-4 一般管理費等」によるものとし、次式により求める。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 設備修繕工事（企）</p> <p>...</p> <p>第2節 設備修繕工事の積算</p> <p>...</p> <p>3 諸経費（現場管理費、一般管理費等）</p> <p>(1) 算定式</p> <p>設備修繕における諸経費は、「第4編 4-3-2 据付工事原価 2(2)現場管理費」及び「第4編 4-3-4 一般管理費等」によるものとし、次式により求める。</p>	<p>誤記</p>												
<p style="text-align: center;">第7章 設計書の作成（水道維持管理編）（企）</p> <p>第1節 水道維持管理の設計書作成</p> <p>...</p> <p>7-1-3 簡易処理基準による場合の経費率</p> <p>簡易処理基準による場合の経費率は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 設計書の作成（水道維持管理編）（企）</p> <p>第1節 水道維持管理の設計書作成</p> <p>...</p> <p>7-1-3 内訳書の積算</p> <p>内訳書の積算は、次のとおりとする。</p>	<p>誤記</p>												
<p style="text-align: center;">第5編 歩掛表（水道建設工事編）</p> <p>出典</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設整備費に係る歩掛表 厚生労働省（厚） ・工業用水道工事設計標準歩掛表 経済産業省（経） ・下水道用設計標準歩掛表 国土交通省（下） ・土地改良工事積算基準（土木工事） 農林水産省（農） ・用地調査及び物件調査委託業務積算基準 愛知県（用） ・積算基準及び歩掛表（土木工事編、港湾・漁港・海岸編） 愛知県企業庁（県） ・愛知県企業庁 愛知県企業庁（企） 	<p style="text-align: center;">第5編 歩掛表（水道建設工事編）</p> <p>出典</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設整備費に係る歩掛表 厚生労働省（厚） ・工業用水道工事設計標準歩掛表 経済産業省（経） ・下水道用設計標準歩掛表 国土交通省（下） ・土地改良工事積算基準（土木工事） 農林水産省（農） ・用地調査及び物件調査委託業務積算基準 愛知県（用） ・積算基準及び歩掛表（その1、その2、その3） 愛知県企業庁（県） ・愛知県企業庁 愛知県企業庁（企） 	<p>更新</p>												
<p style="text-align: center;">第1章 労務の職種区分</p> <p>第1節 労務の職種区分</p> <p>1-1-1 職種とその定義</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職種</th> <th>定義・作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36 配管工</td> <td>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a 配管並びに管の撤去 b 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c 電触防護</td> </tr> <tr> <td>（〔水道用〕旧厚労省単価）</td> <td>配管工事について相当程度の技能を有し、水道及び工業用水道施設関連工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a 配管並びに管の撤去 b 管及び弁類等の切断・接合・据付 c 電触防護</td> </tr> </tbody> </table>	職種	定義・作業内容	36 配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a 配管並びに管の撤去 b 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c 電触防護	（〔水道用〕旧厚労省単価）	配管工事について相当程度の技能を有し、水道及び工業用水道施設関連工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a 配管並びに管の撤去 b 管及び弁類等の切断・接合・据付 c 電触防護	<p style="text-align: center;">第1章 労務の職種区分</p> <p>第1節 労務の職種区分</p> <p>1-1-1 職種とその定義</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職種</th> <th>定義・作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36 配管工</td> <td>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a 配管並びに管の撤去 b 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c 電触防護</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配管工事について相当程度の技能を有し、水道及び工業用水道施設関連工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a 配管並びに管の撤去 b 管及び弁類等の切断・接合・据付 c 電触防護</td> </tr> </tbody> </table>	職種	定義・作業内容	36 配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a 配管並びに管の撤去 b 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c 電触防護		配管工事について相当程度の技能を有し、水道及び工業用水道施設関連工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a 配管並びに管の撤去 b 管及び弁類等の切断・接合・据付 c 電触防護	<p>配管工(R00000101とRZ7116)の差が分からないため追記</p> <p>建築用(表上段):R00000101 水道用(表下段):RZ7116</p>
職種	定義・作業内容													
36 配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a 配管並びに管の撤去 b 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c 電触防護													
（〔水道用〕旧厚労省単価）	配管工事について相当程度の技能を有し、水道及び工業用水道施設関連工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a 配管並びに管の撤去 b 管及び弁類等の切断・接合・据付 c 電触防護													
職種	定義・作業内容													
36 配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a 配管並びに管の撤去 b 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c 電触防護													
	配管工事について相当程度の技能を有し、水道及び工業用水道施設関連工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a 配管並びに管の撤去 b 管及び弁類等の切断・接合・据付 c 電触防護													

新	旧	備考																																																																										
<p style="text-align: center;">第4章 管布設工（厚）</p> <p>...</p> <p>第1節 ダクタイル鋳鉄管布設工</p> <p>...</p> <p style="text-align: center;">4-1-2 ダクタイル鋳鉄管接合工</p> <p>(1)表4・1・3 フランジ継手工 SWSU8062 (1口当り)</p> <p>[表は省略]</p> <p>(注) 1. 本表には、管の小運搬及び据付は含まない。 2. JWWA 7.5K及び10Kは鋳鉄管、F12及びF15は鋼管に適用する。 3. 口径1100 mm以下のフランジ継手の接合時に、耐震型補強金具を同時に設置する場合、本歩掛に70%を割増することができる。なお、口径1100 mmを超える口径については、別途考慮すること。 4. 口径1100 mm以下の既設フランジ継手へ耐震型補強金具を設置する場合、本歩掛の70%を計上することができる。また、同時に既設フランジボルトを取り替える場合の既設管のボルト取替費は、下記の計算式にて算出することができる。 取替ボルト数(本)／本表のボルト数(本)×本歩掛。 * 積算システム反映範囲はφ65～φ2000</p>	<p style="text-align: center;">第4章 管布設工（厚）</p> <p>...</p> <p>第1節 ダクタイル鋳鉄管布設工</p> <p>...</p> <p style="text-align: center;">4-1-2 ダクタイル鋳鉄管接合工</p> <p>(1)表4・1・3 フランジ接合工 SWSU8062 (1口当り)</p> <p>[表は省略]</p> <p>(注) 1. 本表には、管の小運搬及び据付は含まない。 2. JWWA 7.5K及び10Kは鋳鉄管、F12及びF15は鋼管に適用する。</p> <p style="text-align: center;">* 積算システム反映範囲はφ65～φ2000</p>	<p>水道施設整備費に係る歩掛表準用</p>																																																																										
<p style="text-align: center;">4-5-3 ポリエチレン管布設工</p> <p>...</p> <p>(2)表4・5・5 ポリエチレン管(融着接合(EF接合))布設工 SWSU8212・SWSU8213</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="2">据付工(10m当り)</th> <th colspan="3">継手工(1箇所当り)</th> </tr> <tr> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>0.10</td> <td>0.18</td> <td>0.08</td> <td>0.08</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">労務費の 14.0%</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>0.10</td> <td>0.18</td> <td>0.08</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.12</td> <td>0.20</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.18</td> <td>0.26</td> <td>0.14</td> <td>0.14</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0.25</td> <td>0.49</td> <td>0.14</td> <td>0.14</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径 (mm)	据付工(10m当り)		継手工(1箇所当り)			配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	50	0.10	0.18	0.08	0.08	労務費の 14.0%	75	0.10	0.18	0.08	0.08	100	0.12	0.20	0.12	0.12	150	0.18	0.26	0.14	0.14	200	0.25	0.49	0.14	0.14	<p style="text-align: center;">4-5-3 ポリエチレン管布設工</p> <p>...</p> <p>(2)表4・5・5 ポリエチレン管(融着接合(EF接合))布設工 SWSU8212・SWSU8213</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="2">据付工(10m当り)</th> <th colspan="3">継手工(1箇所当り)</th> </tr> <tr> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>0.10</td> <td>0.18</td> <td>0.08</td> <td>0.08</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">労務費の 8.5%</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>0.10</td> <td>0.18</td> <td>0.08</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.12</td> <td>0.20</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.18</td> <td>0.26</td> <td>0.14</td> <td>0.14</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0.25</td> <td>0.49</td> <td>0.14</td> <td>0.14</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径 (mm)	据付工(10m当り)		継手工(1箇所当り)			配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	50	0.10	0.18	0.08	0.08	労務費の 8.5%	75	0.10	0.18	0.08	0.08	100	0.12	0.20	0.12	0.12	150	0.18	0.26	0.14	0.14	200	0.25	0.49	0.14	0.14	<p>水道施設整備費に係る歩掛表準用</p>
呼び径 (mm)		据付工(10m当り)		継手工(1箇所当り)																																																																								
	配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費																																																																							
50	0.10	0.18	0.08	0.08	労務費の 14.0%																																																																							
75	0.10	0.18	0.08	0.08																																																																								
100	0.12	0.20	0.12	0.12																																																																								
150	0.18	0.26	0.14	0.14																																																																								
200	0.25	0.49	0.14	0.14																																																																								
呼び径 (mm)	据付工(10m当り)		継手工(1箇所当り)																																																																									
	配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費																																																																							
50	0.10	0.18	0.08	0.08	労務費の 8.5%																																																																							
75	0.10	0.18	0.08	0.08																																																																								
100	0.12	0.20	0.12	0.12																																																																								
150	0.18	0.26	0.14	0.14																																																																								
200	0.25	0.49	0.14	0.14																																																																								

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">第6編 歩掛表（水道調査設計業務編）</p> <p style="text-align: center;">第2章 水道設計業務</p> <p>第2節 構造物設計歩掛</p> <p>2-2-1 調整池・配水池設計歩掛（厚）</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>この積算歩掛は、原則として送・配水施設のうち、標準的な調整池・配水池（浄水場場外施設）に係る実施設計を業務委託する場合に適用するものとし、既存の設計図書が流用できる特殊事情がある場合には、その項目について減ずることとする。また、次に示す調整池及び配水池の設計業務については別途積算する。</p> <p>ア 他の施設と一体となる複合施設</p> <p>イ 既設調整池及び配水池の改造</p> <p>ウ 取付道路及び改造</p> <p>エ 自家発電機設備、薬品注入設備及びそれらの建築施設</p> <p>オ 制御設備の中央改造（調整池・配水池側を子局とした場合）を含む場合</p> <p>カ 関連送・配水系統の全体管網解析</p> <p>キ 連続地中壁本体利用、短形・卵形PC構造等特殊な構造及び形状の異なる施設の設計に係る業務</p> <p>ク その他、表11・7に定められていない施設</p> <p>ケ 水道施設の危機耐性に係る検討</p> <p>コ 浄水施設を階層化した施設または水道施設耐震工法指針・解説2022 年版に示す水槽付建築物</p>	<p style="text-align: center;">第6編 歩掛表（水道調査設計業務編）</p> <p style="text-align: center;">第2章 水道設計業務</p> <p>第2節 構造物設計歩掛</p> <p>2-2-1 調整池・配水池設計歩掛（厚）</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>この積算歩掛は、原則として送・配水施設のうち、標準的な調整池・配水池（浄水場場外施設）に係る実施設計を業務委託する場合に適用するものとし、既存の設計図書が流用できる特殊事情がある場合には、その項目について減ずることとする。また、次に示す調整池及び配水池の設計業務については別途積算する。</p> <p>ア 他の施設と一体となる複合施設。</p> <p>イ 既設調整池及び配水池の改造。</p> <p>ウ 取付道路及び改造。</p> <p>エ 自家発電機設備、薬品注入設備及びそれらの建築施設。</p> <p>オ 制御設備の中央改造（調整池・配水池側を子局とした場合）を含む場合。</p> <p>カ 関連送・配水系統の全体管網解析。</p> <p>キ 連続地中壁本体利用、短形・卵形PC構造等特殊な構造及び形状の異なる施設の設計に係る業務。</p> <p>ク その他、表11・7に定められていない施設。</p>	<p>水道施設整備費に係る歩掛表準用</p>
<p>(3) 基本歩掛</p> <p>イ 詳細設計</p> <p>基本歩掛は標準的なものであり、(1) で示した委託内容及び以下に示す項目については、別途積算計上する。</p> <p>(ア) 法規による各種の指定等の解除、または公共用地占用等のための申請ならびに申請書作成業務</p> <p>(イ) 既設構造物の取り壊しの設計</p> <p>(ウ) 場内整備は簡単な土木（整地）を含むが、通常以上の切盛土工・進入道路及び擁壁等を必要とする場合</p> <p>(エ) 分割施工の場合</p> <p>(オ) 上部利用施設のある場合</p> <p>(カ) 遠方監視制御設備の伝送路は、NTT回線を基本とし、無線、専用線の場合</p> <p>(キ) 連絡管については、敷地外の管布設がある場合</p> <p>(ク) 高度な解析手法のうち3次元静的解析、動的解析、FEMによる安定解析</p> <p>(ケ) 日影図、模型の作成がある場合</p> <p>(コ) 送・配水場周辺の環境条件が次に示すように、設計業務上特別の配慮を必要とする場合</p>	<p>(3) 基本歩掛</p> <p>イ 詳細設計</p> <p>基本歩掛は標準的なものであり、(1) で示した委託内容及び以下に示す項目については、別途積算計上する。</p> <p>(ア) 法規による各種の指定等の解除、または公共用地占用等のための申請ならびに申請書作成業務。</p> <p>(イ) 既設構造物の取り壊しの設計。</p> <p>(ウ) 場内整備は簡単な土木（整地）を含むが、通常以上の切盛土工・進入道路及び擁壁等を必要とする場合。</p> <p>(エ) 分割施工の場合。</p> <p>(オ) 上部利用施設のある場合。</p> <p>(カ) 遠方監視制御設備の伝送路は、NTT回線を基本とし、無線、専用線の場合。</p> <p>(キ) 連絡管については、敷地外の管布設がある場合。</p> <p>(ク) 動的解析あるいはFEMによる安定解析</p> <p>(ケ) 日影図、模型の作成がある場合。</p> <p>(コ) 送・配水場周辺の環境条件が次に示すように、設計業務上特別の配慮を必要とする場合。</p>	<p>水道施設整備費に係る歩掛表準用</p>

新	旧	備考
<p>表2・5・4 RC製調整池・配水池詳細設計基本歩掛</p> <p>…</p> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。</p> <p>2. 作業項目の計算(構造)は、簡易な解析手法(静的線形解析)で行うものとし、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2022年版方法4によるものとする。</p> <p>3. 高度な解析手法のうち2次元静的非線形解析を行う場合、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定を水道施設耐震工法指針・解説2022年版方法2～3によるものとし、配水池・調整池の計算(構造)及び土木設計の審査に第12表の補正係数を乗じる。他の解析手法や地震動の設定において方法1による場合は、別途計上する。</p> <p>4. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>5. レベル2地震動での解析を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p> <p>6. 土木設計の計算(構造)で3次元効果を考慮した解析を行う場合は、計算(構造)に第13表の補正係数を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を別途計上する。</p>	<p>表2・5・4 RC製調整池・配水池詳細設計基本歩掛</p> <p>…</p> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。</p> <p>2. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2022年版方法2～4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>3. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>4. レベル2対応を必要としない場合、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>	<p>水道施設整備費に係る歩掛表準用</p>
<p>表2・5・5 RC製調整池・配水池詳細設計基本歩掛内訳</p> <p>…</p> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については、削除して使用するものとする。</p> <p>2. 作業項目の計算(構造)は、簡易な解析手法(静的線形解析)で行うものとし、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2022年版方法4によるものとする。</p> <p>3. 高度な解析手法のうち2次元静的非線形解析を行う場合、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定を水道施設耐震工法指針・解説2022年版方法2～3によるものとし、配水池・調整池の計算(構造)及び土木設計の審査に第12表の補正係数を乗じる。他の解析手法や地震動の設定において方法1による場合は、別途計上する。</p> <p>4. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>5. レベル2地震動での解析を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p> <p>6. 土木設計の計算(構造)で3次元効果を考慮した解析を行う場合は、計算(構造)に第13表の補正係数を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を別途計上する。</p>	<p>表2・5・5 RC製調整池・配水池詳細設計基本歩掛内訳</p> <p>…</p> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については、削除して使用するものとする。</p> <p>2. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2022年版方法2～4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>3. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>4. レベル2対応を必要としない場合、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>	<p>水道施設整備費に係る歩掛表準用</p>
<p>表2・5・6 PC製調整池・配水池詳細設計基本歩掛</p> <p>…</p> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については、削除して使用するものとする</p> <p>2. 作業項目の計算(構造)は、簡易な解析手法(静的線形解析)で行うものとし、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2022年版方法4によるものとする。ただし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>3. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>4. レベル2地震動での解析を必要としない場合、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>	<p>表2・5・6 PC製調整池・配水池詳細設計基本歩掛</p> <p>…</p> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については、削除して使用するものとする</p> <p>2. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2022年版方法2～4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>3. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>4. レベル2対応を必要としない場合、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>	<p>水道施設整備費に係る歩掛表準用</p>

新	旧	備考						
<p>表2・5・7 PC製調整池・配水池詳細設計基本歩掛内訳</p> <p>...</p> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については、削除して使用するものとする。</p> <p>2. 作業項目の土木設計における計算(構造)は、簡易な解析手法(静的線形解析)で行うものとし、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2022年版方法4によるものとする。ただし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>3. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>4. レベル2地震動での解析を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>	<p>表2・5・7 PC製調整池・配水池詳細設計基本歩掛内訳</p> <p>...</p> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については、削除して使用するものとする。</p> <p>2. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法2~4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>3. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>4. レベル2対応を必要としない場合、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>	<p>水道施設整備費に係る歩掛表準用</p>						
<p>表2・5・8 鋼製調整池・配水池詳細設計基本歩掛</p> <p>...</p> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については、削除して使用するものとする。</p> <p>2. 作業項目の計算(構造)は、簡易な解析手法(静的線形解析)で行うものとし、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2022年版方法4によるものとする。ただし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>3. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>4. レベル2地震動での解析を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>	<p>表2・5・8 鋼製調整池・配水池詳細設計基本歩掛</p> <p>...</p> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については、削除して使用するものとする。</p> <p>2. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法2~4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>3. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>4. レベル2対応を必要としない場合、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>	<p>水道施設整備費に係る歩掛表準用</p>						
<p>表2・5・9 鋼製調整池・配水池詳細設計基本歩掛内訳</p> <p>...</p> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については、削除して使用するものとする。</p> <p>2. 作業項目の計算(構造)は、簡易な解析手法(静的線形解析)で行うものとし、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2022年版方法4によるものとする。ただし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>3. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>4. レベル2地震動での解析を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>	<p>表2・5・9 鋼製調整池・配水池詳細設計基本歩掛内訳</p> <p>...</p> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については、削除して使用するものとする。</p> <p>2. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法2~4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>3. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>4. レベル2対応を必要としない場合、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>	<p>水道施設整備費に係る歩掛表準用</p>						
<p>オ 配水池設計における2次元静的非線形解析に係る補正</p> <p>表2・5・13 2次元静的非線形解析に係る補正係数</p> <table border="1" data-bbox="302 1587 658 1682"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計算(構造)</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>審査</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(例) RC 配水池容量2,000m³の2次元非線形解析における積算 条件：掘削深度に係る補正、地盤に係る補正なし</p>	作業項目	補正係数	計算(構造)	1.8	審査	1.2	<p>(新規)</p>	<p>水道施設整備費に係る歩掛表準用</p>
作業項目	補正係数							
計算(構造)	1.8							
審査	1.2							

計算(構造)及び審査の積算(例) 表2・5・5(土木設計 配水池・調整池)より算定(単位:人)

作業	項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計	備考
積算(例)	計算(構造)		3.4	6.9	12.2	11.0	6.2	39.7	基本歩掛人工×1.8×1.33
	審査	0.6	0.8					1.4	基本歩掛人工×1.2×1.33

算定人工=基本歩掛人工×2次元静的線形解析に対する比率×容量補正

カ 配水池設計における3次元効果に係る補正

表2・5・14 3次元効果に係る補正係数

作業項目	補正係数
3次元効果	0.6

(例) RC 配水池容量2,000m³ の3次元効果における積算

条件:掘削深度に係る補正、地盤に係る補正なし

3次元効果の積算(例) 表2・5・5(土木設計 配水池・調整池)より算定(単位:人)

作業	項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計	備考
積算(例)	計算(構造)へ追加		1.1	2.3	4.1	3.7	2.1	13.3	基本歩掛人工×0.6×1.33

算定人工=基本歩掛人工×2次元静的線形解析に対する比率×容量補正

①基本設計

基本設計における設計対象容量に係る補正は、表2・5・1の各基本歩掛の全ての項目について、表2・5・15の補正係数を適用する。

表2・5・15 基本設計対象容量に係る補正係数

...

②詳細設計

詳細設計における設計対象容量に係る補正は、表2・5・4、表2・5・6あるいは表2・5・8、表2・5・9の各基本歩掛の全ての項目について、表2・5・16のそれぞれの補正係数を適用する。

表2・5・16 詳細設計対象容量に係る補正係数

①基本設計

基本設計における設計対象容量に係る補正は、表2・5・1の各基本歩掛の全ての項目について、表2・5・13の補正係数を適用する。

表2・5・13 基本設計対象容量に係る補正係数

...

②詳細設計

詳細設計における設計対象容量に係る補正は、表2・5・4、表2・5・6あるいは表2・5・8、表2・5・9の各基本歩掛の全ての項目について、表2・5・14のそれぞれの補正係数を適用する。

表2・5・14 詳細設計対象容量に係る補正係数

第3節 耐震補強設計歩掛

2-3-1 浄水場土木施設 耐震診断(詳細診断)歩掛

...

表2・6・1 耐震診断(詳細診断)における歩掛使用ケース

歩掛表使用ケース	耐震診断(詳細診断)	耐震補強工事の実施設計
標準的な手順	基本歩掛(表2・6・3)	別途積算
耐震診断のみ (耐震診断の結果、補強が必要ない場合)	基本歩掛(表2・6・3)	—
耐震補強工事のみ (簡易診断で補強が必要であると判断した場合)	—	別途積算

第3節 耐震補強設計歩掛

2-3-1 浄水場土木施設 耐震診断(詳細診断)歩掛

...

表2・6・1 耐震診断(詳細診断)における歩掛使用ケース

歩掛表使用ケース	耐震診断(詳細診断)	耐震補強工事の実施設計
標準的な手順	基本歩掛(第3表)	別途積算
耐震診断のみ (耐震診断の結果、補強が必要ない場合)	基本歩掛(第3表)	—
耐震補強工事のみ (簡易診断で補強が必要であると判断した場合)	—	別途積算

リナンバリング

新			旧			備考
高度な解析(2次元静的非線形解析)	表2・6・8 による補正	別途積算				水道施設整備費に係る歩掛表準用
3次元効果	表2・6・9 による補正	別途積算				
高度な解析(動的解析等)を実施する場合	別途積算	別途積算	高度な解析(動的解析等)を実施する場合	別途積算	別途積算	
<p>ただし、耐震診断(詳細診断)の結果、施設を新設する場合は、浄水場施設設計歩掛を適用するものとする。</p> <p>また、次に示す診断・設計業務については別途積算計上する。</p> <p>(ア)既存施設が他の施設(公民館等)と一体になっている複合施設</p> <p>(イ)耐震化に伴う既存施設の撤去及び浄水場施設の新設</p> <p>(ウ)自家発電機設備、制御設備、塩素注入設備及びそれらの建築施設</p> <p>(エ)補強工事に伴う大規模な工事用の取付道路及び造成等</p> <p>(オ)事業計画(認可設計)に係る業務</p> <p>(カ)連続地中壁の本体利用</p> <p>(キ)その他、表2・6・2に定められていない施設</p> <p>(ク)開発行為諸手続</p> <p>(ケ)水道施設の危機耐性に係る検討</p> <p>(コ)浄水施設・排水施設を階層化した施設または水道施設耐震工法指針・解説2022年版に示す水槽付建築物</p> <p>(サ)浄水施設・排水施設の屋根及び覆蓋</p>			<p>ただし、耐震診断(詳細診断)の結果、施設を新設する場合は、浄水場施設設計歩掛を適用するものとする。</p> <p>また、次に示す診断・設計業務については別途積算計上する。</p> <p>(ア)既存施設が他の施設(公民館等)と一体になっている複合施設</p> <p>(イ)耐震化に伴う既存施設の撤去及び浄水場施設の新設</p> <p>(ウ)自家発電機設備、制御設備、塩素注入設備及びそれらの建築施設</p> <p>(エ)補強工事に伴う大規模な工事用の取付道路及び造成等</p> <p>(オ)事業計画(認可設計)に係る業務</p> <p>(カ)連続地中壁の本体利用</p> <p>(キ)その他、表2・6・2に定められていない施設</p> <p>(ク)開発行為諸手続</p>			
<p>表2・6・3(3/3) 2,000 m³/日以上(急速ろ過方式)浄水場土木施設耐震診断(詳細診断)基本歩掛内訳</p> <p>...</p> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。</p> <p>2. 作業項目の診断条件整理は、レベル1地震動及びレベル2地震動を含むものとし、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2022年版方法4によるものとする。ただし、方法1～3による場合は、別途計上する。</p> <p>3. 作業項目の耐震診断評価、対策後の構造解析及び照査は簡易な解析手法(静的線形解析)とする。</p> <p>4. 高度な解析手法のうち2次元静的非線形解析を行う場合、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定を水道施設耐震工法指針・解説2022年版方法2～3によるものとし、耐震診断評価、対策後の構造解析及び照査に第8表の補正係数を乗じる。他の解析手法や地震動の設定において方法1による場合は、別途計上する。</p> <p>5. 作業項目の耐震診断評価、対策後の構造解析で3次元効果を考慮した解析を行う場合、耐震診断評価、対策後の構造解析に表2・6・8の補正係数を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を別途計上する。</p> <p>6. 劣化対策検討とは、構造物調査等により発見された、ひび割れ、鉄筋露出、コンクリート剥離等の劣化部補修方法の検討作業である。</p>			<p>表2・6・3(3/3) 2,000 m³/日以上(急速ろ過方式)浄水場土木施設耐震診断(詳細診断)基本歩掛内訳</p> <p>...</p> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。</p> <p>2. 作業項目の診断条件整理は、レベル1地震動及びレベル2地震動を含むものとし、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法24によるものとする。ただし、方法1による場合は、別途計上する。</p> <p>3. 作業項目の耐震診断評価における解析手法は2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>4. 劣化対策検討とは、構造物調査等により発見された、ひび割れ、鉄筋露出、コンクリート剥離等の劣化部補修方法の検討作業である。</p>			水道施設整備費に係る歩掛表準用
<p>表2・6・4 共同溝(耐震診断)基本歩掛</p> <p>...</p> <p>備考 1. 本表は、1施設あたりの人工であり、複数の施設耐震診断する場合は、施設数を乗じて使用するものとする。施設数は断面形状によって決定する。断面形状が異なる場合には、近接していても別施設とする。</p> <p>2. 作業項目の耐震診断評価は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2022年版方法4によるものとする。ただし、方法1～3による場合は、別途計上する。</p> <p>3. 作業項目の耐震診断評価、対策後の構造解析及び照査は簡易な解析手法(静的線形解析)とする。</p> <p>4. 高度な解析手法のうち2次元静的非線形解析を行う場合、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定を水道施設耐震工法指針・解説2022年版方法2～3によるものとし、耐震診断評価、対策後の構造解析及び照査に第8表の補正係数を乗じる。他の解析手法や地震動の設定において方法1による場合は、別途計上する。</p> <p>5. 作業項目の耐震診断評価、対策後の構造解析で3次元効果を考慮した解析を行う場合は、耐震診断評価、対策後の構造解析に表2・6・9の補正係数を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を別途計上する。</p>			<p>表2・6・4 共同溝(耐震診断)基本歩掛</p> <p>...</p> <p>備考 本表は、1施設あたりの人工であり、複数の施設耐震診断する場合は、施設数を乗じて使用するものとする。</p> <p>1施設とは、断面方向、縦断方向の2断面の耐震診断を行うものを1施設とする。</p>			水道施設整備費に係る歩掛表準用

浄水場土木施設耐震診断(詳細診断) 2次元静的非線形解析における補正

表2・6・8 浄水場土木施設耐震診断(詳細診断) 2次元静的非線形解析における補正係数

作業項目	補正係数	
耐震診断評価	解析モデル作成	2.2
	耐震診断	2.3
	耐震性の評価	2.3
	総合評価	2.3
対策後の検討	対策後の構造解析	2.4
照査		1.7

(例) 浄水場 着水井 水量20,000m³/日の2次元静的非線形解析における積算
条件：類似施設に係る補正、設備設計に係る補正なし

着水井 耐震診断評価・対策後の構造解析・照査の積算 (例) 第3-1表より (単位：人)

積算 (例)	作業項目		技師 長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術 員	計	備考
	耐震診 断評価	耐震診 断評価	解析モデ ル作成		0.5	0.8	1.6	1.3	0.8	5.0
耐震診断				0.8	2.0	3.1	3.1	2.0	11.0	基本歩掛人工 ×2.3×1.224
耐震性能 の照査		耐震性能 の照査		0.6	0.8	1.7	1.4	0.8	5.3	基本歩掛人工 ×2.3×1.224
		総合評価		0.6	0.3	1.1	1.1	0.3	3.4	基本歩掛人工 ×2.3×1.224
対策案 の検討	対策後の 構造解析		0.6	1.2	2.1	1.8	1.2	6.9	基本歩掛人工 ×2.4×1.224	
照査		0.8	1.0					1.8	基本歩掛人工 ×1.7×1.224	

算定人工=基本歩掛人工×2次元静的線形解析に対する比率×水量補正

浄水場土木施設耐震診断(詳細診断) 3次元効果における補正

表2・6・9 3次元効果における補正係数

作業項目	補正係数
3次元効果の検討	1.2

(例) 浄水場 着水井 水量20,000m³/日の3次元効果における積算
条件：類似施設に係る補正、設備設計に係る補正なし

着水井 3次元効果の考慮の積算 (例) 第3-1表より (単位：人)

積算 (例)	作業項目		技師 長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術 員	計	備考
	耐震診断評価 へ追加				1.3	2.1	4.0	3.7	2.1	13.2

算定人工=基本歩掛人工×2次元静的線形解析に対する比率×水量補正

(新規)

水道施設整備費に係る歩掛表準
用

(4)補正

補正は表2・6・10、(4-1)、(4-2)の各補正係数を乗ずるものとする。

設計対象水量に係る補正

表2・6・10 2,000m³/日以上 浄水場施設対象数量に係る補正係数

(4)補正

補正は表2・6・8、(4-1)、(4-2)の各補正係数を乗ずるものとする。

設計対象水量に係る補正

表2・6・8 2,000m³/日以上 浄水場施設対象数量に係る補正係数

リナンバリング

(5) RC浄水池耐震診断（詳細診断）基本歩掛内訳
表2・5・4 RC製調整池・配水池詳細設計基本歩掛により積算計上。

(5) RC浄水池耐震診断（詳細診断）基本歩掛内訳
表2・6・9 基準(対象)容量1,000m³当り(単位:人)

直接表示から参照表示に変更

作業項目		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計	
設計協議		表2・6・5により積算計上							
現地調査		表2・6・6により積算計上							
浄水池(RC)	既存資料調査			0.3	0.5	0.5	0.3	1.6	
	診断条件整理	既存資料収集・整理			0.3	0.5	0.4	0.3	1.5
		地盤検討			0.3	0.5	0.4	0.3	1.5
	耐震診断評価	耐震基本方針及び設計地震動設定			0.3	0.5	0.4	0.3	1.5
		解析モデル作成	0.2		0.5	1.0	0.9	0.4	3.0
		耐震診断	0.5		1.1	1.8	1.7	1.1	6.2
		耐震性能の照査	0.2		0.5	1.0	0.9	0.4	3.0
	対策案の検討	総合評価	0.2		0.3	0.6	0.5	0.3	1.9
		補強対策検討	0.2		0.4	0.8	0.6	0.3	2.3
		劣化対策検討			0.3	0.5	0.5	0.2	1.5
		対策後の構造解析	0.2		0.7	1.1	1.0	0.7	3.7
		施工検討	0.2		0.4	0.6	0.5	0.3	2.0
		対策案の概算工事費作成	0.2		0.4	0.6	0.5	0.3	2.0
		補強図・補修図の作成	0.2		0.5	1.0	0.9	0.4	3.0
	報告書作成		0.2	0.5	0.9	0.8	0.4	2.8	
	照査	0.5	0.6					1.1	
	小計	0.5	2.9	6.5	11.4	10.1	5.7	37.1	

- 備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。
 2. 作業項目の診断条件整理は、レベル1地震動及びレベル2地震動を含むものとし、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法2～4によるものとする。ただし、方法1による場合は、別途計上する。
 3. 作業項目の耐震診断評価における解析手法は2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。
 4. 劣化対策検討とは、構造物調査等により発見された、ひび割れ、鉄筋露出、コンクリート剥離等の劣化部補修方法の検討作業である。

(6) 補正

補正は、表2・6・10の補正係数を乗ずるものとする。
 設計対照容量に係る補正

表2・6・10

浄水池有効容量(m ³)	補正係数	浄水池有効容量(m ³)	補正係数
50 以下	0.29	6,001 ～ 7,000 迄	2.27
51 ～ 100 迄	0.38	7,001 ～ 8,000 〃	2.41
101 ～ 200 〃	0.51	8,001 ～ 9,000 〃	2.52
201 ～ 300 〃	0.60	9,001 ～ 10,000 〃	2.65
301 ～ 400 〃	0.68	10,001 ～ 12,000 〃	2.86
401 ～ 500 〃	0.75	12,001 ～ 14,000 〃	3.05
501 ～ 600 〃	0.81	14,001 ～ 16,000 〃	3.22
601 ～ 700 〃	0.86	16,001 ～ 18,000 〃	3.38
701 ～ 800 〃	0.90	18,001 ～ 20,000 〃	3.56
801 ～ 900 〃	0.95	20,001 ～ 22,000 〃	3.70
901 ～ 1,000 〃	1.00	22,001 ～ 24,000 〃	3.84
1,001 ～ 1,500 〃	1.19	24,001 ～ 26,000 〃	3.96
1,501 ～ 2,000 〃	1.33	26,001 ～ 28,000 〃	4.09
2,001 ～ 2,500 〃	1.48	28,001 ～ 30,000 〃	4.22
2,501 ～ 3,000 〃	1.59	30,001 ～ 35,000 〃	4.48
3,001 ～ 4,000 〃	1.79	35,001 ～ 40,000 〃	4.74
4,001 ～ 5,000 〃	1.96	40,001 ～ 45,000 〃	4.98
5,001 ～ 6,000 〃	2.13	45,001 ～ 50,000 〃	5.21

- 備考 1 浄水池の容量は、耐震診断評価及び計算（構造）を行う構造単位ごとに設定する。
 2 形状の異なる浄水池を複数実施する場合は構造単位ごとに設定する。

新

旧

備考

第6章 電食防止調査（企）

第6章 電食防止調査（企）

第1節 電食防止調査歩掛
6-1-1 電食防止調査

第1節 電食防止調査歩掛
6-1-1 電食防止調査

...

...

表6・13 ボンド電流測定 SWSR0731 (1箇所当たり)

(新規)

コード名	名称	数量	単位	摘要
Z7004	高感度自動記録計・電極損料	0.25	日	
Z7006	シャント抵抗器損料	0.25	日	
BB0001	消耗品	1	式	損料×0.2
Z7112	技師	0.25	人	
Z7113	技師補	0.25	人	

備考 既設ボンドを対象とする。測定は1時間。

...

(新規)

表6・28 整流器の目視点検 SWSR0730 (1台当たり)

コード名	名称	数量	単位	摘要
Z7112	技師	0.1	人	
Z7113	技師補	0.1	人	

備考 目視によりメーター読みを行う。

例年の見積結果に変化が無い
ため標準歩掛に採用

例年の見積結果に変化が無い
ため標準歩掛に採用